## ◆◇◆◇税務講習会◆◇◆◇

## 「理論等の手工物力がイント」

会社の役員の方々も給与所得者であることから、基本的には年末調整で所得税が精算され、 確定申告を行う必要はありません。

しかし、給与所得が多い場合、給与所得以外に他の所得がある場合、2社以上から給与を受け取っている場合には確定申告を行う必要があります。

今一度、個人の所得税の仕組みについて確認しましょう!

合わせて、東日本大震災に関わる税、相続税・贈与税、e-Taxについてもお話します。

<日 時> 平成24年2月7日(火)

 $13:30\sim15:00$ 

<会 場> 焼津市文化センター3F

<講 師> 藤枝税務署

法人課税第一部門 統括国税調查官 寺田啓市 氏

※当日、「会社役員のための 確定申告実務ポイント」(A4版全30頁)を配布いたします。

- ※参加希望の方は、下記申込書にご記入のうえFAXにてご返信下さい。また、お申し込みに対するお返事は致しませんが、定員に達してお断りする場合はご連絡いたします。
- ※主催け女性部全ですが どかたでも参加できます 聴講無料

※王権は女性部会ですが、どなたでも参加できます。聴講無料。		
	(社) 藤枝法人会事務局	Tel. 054-643-8410
	キリトリ不要	
藤枝法人会様	FAX 645-1310	〆切 2/6
	2/7(火)税務講習会 申込書	
参加者	•	
TEL	FAX	